

事 務 連 絡

令和 7 年 11 月 25 日

各医療機関の長 様

京都府健康福祉部健康対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等に係る取扱いについて

平素は、京都府の健康福祉行政の推進に格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度における新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援に係る請求事務については、令和 7 年 5 月 23 日付け事務連絡にて、令和 7 年 4 月請求分までの再審査請求に関する取扱いを整理するまでの間、再審査請求を含めた全ての請求を返戻または保留する旨をお知らせしておりました。

今般、厚生労働省より審査支払機関に対し、令和 7 年 12 月診療分以降の請求については再審査請求を含めて受付するよう依頼がありましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 対象請求

令和 7 年 12 月請求分以降の請求について、法別番号「28」に係る公費負担医療（宿泊療養・自宅療養）は、以下通知に基づき再審査請求を含めて受付が可能となります。

- ・「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供に係る費用の請求に関する診療報酬明細書等の記載等について」

（令和 2 年 4 月 30 日 保医発 0430 第 4 号）

- ・「新型コロナウイルス感染症の令和 5 年 10 月以降の公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」

（令和 5 年 9 月 28 日 保医発 0928 第 1 号、令和 5 年 11 月 7 日最終改正）

2. 受付期間

- ・令和 8 年 2 月請求分までが対象です。それ以降の請求は受け付けできません。
- ・該当する未請求のレセプトがある場合は、早急に請求をお願いします。

京都府健康福祉部
健康対策課感染症対策係
電話 075-414-4768